

特定労働者派遣事業に何が起きているのか？



生活研究部門 主任研究員 松浦 民恵
matsuura@nli-research.co.jp

1——増加する特定労働者派遣事業所と行政指導

アドバンスニュースⁱによると、東京労働局や大阪労働局など14都府県の労働局が2013年に入って報道発表した、派遣法ⁱⁱの違反行為による事業停止命令などの総計は、3月28日までの約3カ月間で298社にのぼり、このうち274社は特定労働者派遣事業の派遣会社だというⁱⁱⁱ。

周知のとおり、派遣事業には一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の2種類がある。一般労働者派遣事業には登録型派遣や日雇い派遣が含まれ、派遣先が決まったところで派遣会社との雇用契約が発生することから、事業認可に対してより厳しい規制が適用され、許可制となっている。一方、特定労働者派遣事業は派遣会社に常時雇用される労働者を対象とする派遣であることから、規制が比較的緩やかで、事業認可は届出制となっている。

近年、この特定労働者派遣事業が顕著に拡大してきている。特定労働者派遣事業の事業所数の推移をみると、2000年から2008年までは「一般」「特定」とともに事業所数が増加しているものの、その後は「一般」が減少し「特定」が増加している。2011年時点では、特定労働者派遣事業の事業所数は53,039ヶ所と、「一般」の19,832ヶ所の2.7倍にのぼっている（図表1）。

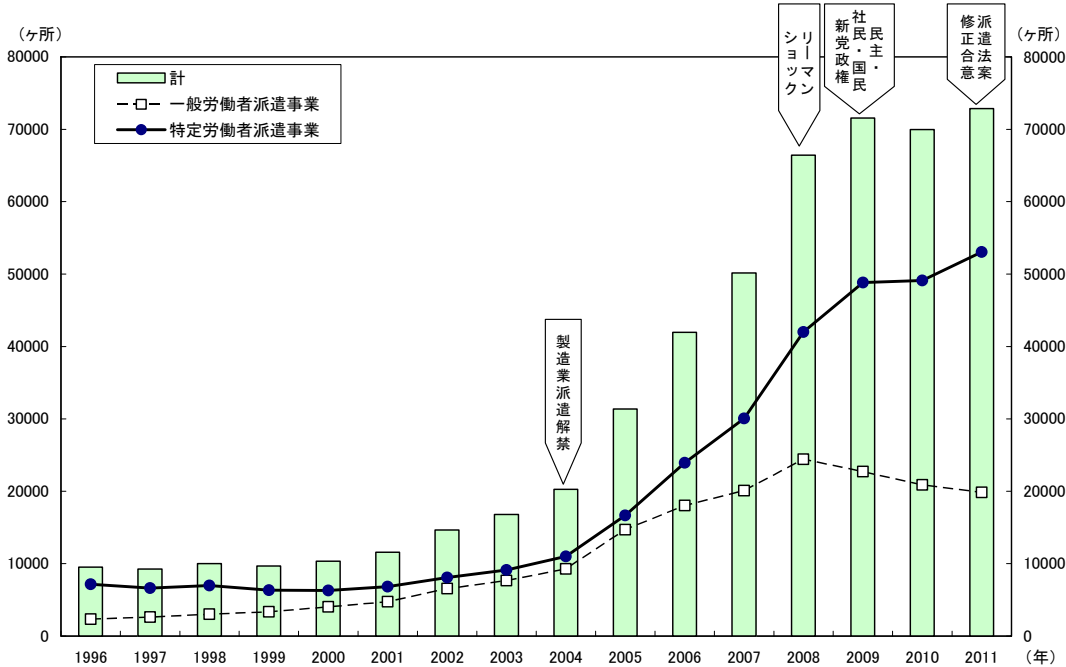
2——特定労働者派遣事業所増加の要因～「一般から特定へ」と「請負から特定へ」

1 | 一つ目の要因～「一般」から「特定」へ

派遣・請負に関する有名な論客であるヒューコムエンジニアリング株式会社代表取締役の出井智将氏は、この現象を「ワニの口」化と呼び、「建前上、常用雇用の派遣労働者だけを派遣できる事業」であるはずが「有期雇用の反復継続（の予定）は常用と認め、届出だけで特定労働者派遣事業を許している実態」のもと、2008年のリーマンショック後の一般労働者派遣事業への規制強化^{iv}の動きによって、要件が厳しく審査もある「一般」から、届出だけの「特定」へと流れる「安易な傾向」があると

警鐘を鳴らしている^v。思い起こせば 2009 年は、登録型派遣の禁止を含む改正派遣法案を提出した民主党・社民党・国民新党による政権が樹立され、登録型派遣の禁止が現実味を帯びてきた年である。昨今の特定労働者派遣事業に対する行政指導増加の背景にも、出井氏が指摘したような課題意識があるのではないかと推測される。

図表 1：労働者派遣事業所数の推移



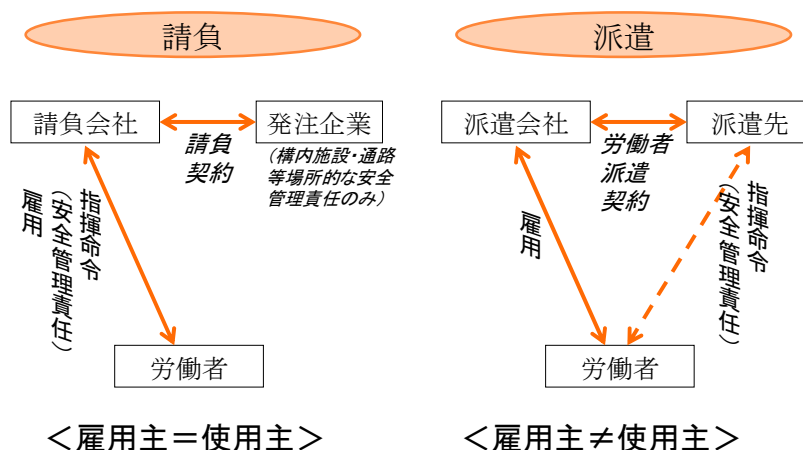
注：集計された労働者派遣事業所数の推移。
資料：厚生労働省「労働者派遣事業の事業報告の集計結果」をもとに筆者作成。

2 | もう一つの要因～「請負」から「特定」へ

一方、特定労働者派遣事業の事業所数については、2008 年以降だけでなく、2004 年から 2008 年にかけても大きく増加している。2004 年は製造業派遣が解禁された年であり、この後、いわゆる「偽装請負」に対する行政指導が強化された^{vi}。

ここでいう「偽装請負」とは、本来派遣の形態とすべきところを、請負の形態をとっているケースを指す。つまり、請負の場合、発注企業は、請負会社が雇用する労働者に対して指揮命令を行えないかわりに、基本的には労働者の安全管理責任も負わない（ただし、労働災害防止のための場所的な安全管理責任は負う）。一方、派遣の場合、派遣先は派遣会社の雇用する労働者に対して指揮命令を行えるかわりに、労働者の安全管理責任についても主に派遣先が負うことになる^{vii}（図表 2）。すなわち、派遣契約の「派遣先」に比べて安全管理責任が限定的である請負契約の「発注企業」が、請負会社の労働者に対して、請負契約では行えないはずの指揮命令等を行っている場合は、「偽装請負」とみなされ、本来あるべき姿である派遣契約に切り替えるよう、行政指導がなされたわけである。

図表 2 : 派遣と請負における三者関係の相違



資料 : 安西 (2005) を参考に、筆者作成。

「偽装請負」に対する行政指導は、製造業だけでなく、情報サービス業や運輸業等の他の業種にも及んだ。既存データで実態を把握するのは難しいが、この過程で、これらの業種の多くの請負会社が、労働者派遣事業の認可を受けた可能性が高い。

つまり、特定労働者派遣事業拡大については、規制の厳しい「一般」から届出だけの「特定」へ流入しているという要因だけでなく、他業種の請負会社が、請負の適正化によって派遣事業に参入してくるとい、もう一つの要因がある。むしろ「一般」から「特定」へという流れに先んじて、「請負」から「特定」へという流れがあったと考えられる。

3 | 「特定」と「一般」における派遣労働者数の変化

図表 2 は、政令で定められている 26 業務（派遣受入期間の制限なし）と、2004 年に派遣が解禁された製造業務（派遣受入期間は 3 年まで）の派遣労働者数を、2005 年と 2011 年で比較したものである。この間の伸び率をみると、製造業務を含む計 27 業務のうち 11 業務で、一般労働者派遣事業の派遣労働者数が減少し、特定労働者派遣事業の派遣労働者数が増加している。すなわち、ここでも前述の「一般」から「特定」へという流れが顕著に読み取れる。

一方、「請負」から「特定」へという流れに関して注目すべきは、特定労働者派遣事業の派遣労働者の業務構成の変化である。これらの業務のなかで、2005 年は「機械・設計」(16.8%)、「ソフトウェア開発」(16.5%) が上位 2 位だったが、2011 年には「ソフトウェア開発」(19.3%)、「製造業」(16.8%) が上位 2 位となっている。つまり、特定労働者派遣事業において「ソフトウェア開発」の存在感が顕著に高まっていることがわかる。この背景としては、情報サービス業の多くの企業が、本業を遂行するために、「請負」から「特定」へと移行してきている可能性が考えられる。

図表2：業務別にみた派遣労働者数の変化

(人)

	特定労働者派遣事業					一般労働者派遣事業		
	2005年	2011年	伸び率 (%)	特定・常用雇用の派遣労働者に占める割合(%)		2005年	2011年	伸び率 (%)
				2005年	2011年			
1号 ソフトウェア開発	25,898	58,529	126.0	16.5	19.3	21,960	38,757	76.5
2号 機械設計	26,401	29,252	10.8	16.8	9.7	23,633	20,006	-15.3
3号 放送機器等操作	2,761	2,961	7.2	1.8	1.0	1,817	2,936	61.6
4号 放送番組等演出	2,008	3,275	63.1	1.3	1.1	1,718	3,186	85.4
5号 事務用機器操作	13,639	14,896	9.2	8.7	4.9	337,013	213,138	-36.8
6号 通訳、翻訳、速記	157	387	146.5	0.1	0.1	4,384	4,492	2.5
7号 秘書	168	255	51.8	0.1	0.1	5,661	4,720	-16.6
8号 ファイリング	1,223	1,011	-17.3	0.8	0.3	39,146	4,739	-87.9
9号 調査	384	643	67.4	0.2	0.2	7,374	1,684	-77.2
10号 財務処理	1,629	1,753	7.6	1.0	0.6	86,801	49,116	-43.4
11号 取引文書作成	1,243	1,677	34.9	0.8	0.6	50,252	11,411	-77.3
12号 デモンストレーション	373	463	24.1	0.2	0.2	10,155	1,876	-81.5
13号 添乗	94	309	228.7	0.1	0.1	5,771	3,703	-35.8
14号 建築物清掃	1,510	2,174	44.0	1.0	0.7	2,183	4,660	113.5
15号 建築設備運転、点検、整備	1,711	5,784	238.0	1.1	1.9	2,955	3,991	35.1
16号 受付・案内、駐車場等管理	572	1,088	90.2	0.4	0.4	37,483	15,309	-59.2
17号 研究開発	4,651	11,709	151.8	3.0	3.9	20,340	24,351	19.7
18号 事業の実施体制の企画、立案	327	1,121	242.8	0.2	0.4	2,247	2,697	20.0
19号 書籍等の制作・編集	136	656	382.4	0.1	0.2	3,537	4,751	34.3
20号 広告デザイン	96	414	331.3	0.1	0.1	2,694	3,454	28.2
21号 インテリアコーディネータ	47	263	459.6	0.0	0.1	1,833	1,213	-33.8
22号 アナウンサー	30	182	506.7	0.0	0.1	139	291	109.4
23号 OAインストラクション	460	1,177	155.9	0.3	0.4	4,920	6,111	24.2
24号 テレマーケティング	658	2,219	237.2	0.4	0.7	53,386	65,018	21.8
25号 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	697	2,218	218.2	0.4	0.7	4,548	5,773	26.9
26号 放送番組等の大道具・小道具	29	373	1186.2	0.0	0.1	2,408	534	-77.8
製造	8,459	50,787	500.4	5.4	16.8	61,188	210,250	243.6
派遣労働者計(上記以外の業務を含む)	156,850	302,837	93.1	100.0	100.0	1,081,982	1,066,974	-1.4

注1：いずれも6月1日現在。一般労働者派遣事業は、常用雇用労働者数と常用雇用以外の労働者数の計。

注2：自由化業務は一部しか掲載していないので、内訳の合計は派遣労働者計と合わない。

資料：厚生労働省「労働者派遣事業報告書」の集計結果をもとに筆者作成。

こうした業務構成の変化を踏まえると、今後の特定労働者派遣事業について考えるうえでは、製造業のみならず、情報サービス業の実態を知っておくことも非常に重要だと考えられる。そこで、次号の基礎研レポートでは、情報サービス業の企業が本業を遂行するために実施している特定労働者派遣事業に注目し、情報サービス業で多くの企業が「請負」から「特定」へと移行していった実態や、そこに内在する課題について述べることにしたい。

i <http://www.advance-news.co.jp/>

ii 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律。

iii アドバンスニュース記事「特定 274 社、一般 24 社に事業停止命令や改善命令 今年の 14 都府県の労働局公表分」(2013 年 3 月 28 日)より。

iv 2009 年には、職業安定局長通達によって一般労働者派遣事業の許可基準が、以下のように引き上げられた。

- ・基準資産額(資産額-負債額)に係る要件：「1,000 万円×事業所数」⇒「2,000 万円×事業所数」

- ・現金・預金の額に係る要件：「800 万円×事業所数」⇒「1,500 万円×事業所数」

v アドバンスニュース記事「<特別寄稿>出井智将さんの「現場感覚で考える改正派遣法」④派遣事業所数が「ワニの口」化」(2012 年 10 月 3 日)より。

vi 派遣法が施行された 1986 年に、派遣と請負の区分を明確にできるよう、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(昭和 61 年 4 月 17 日)(労働省告示第 37 号)」(以下、「37 号告示」と呼ぶ)が出された。2004 年以降、派遣と請負の区分に関する行政指導が強化されるなかで、2009 年には 37 号告示に関する疑義応答集が公開された。これらにより、発注企業と請負会社の労働者との間に「指揮命令関係」がある場合には、請負形式の契約により行われていても派遣に該当し、派遣法の適用を受けるとされている。

vii 労災保険を含む社会保険の適用等は派遣会社が責任を負う。